

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認いただきたい事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大変な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

✓ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- ・本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- ・本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申込みいただけない場合があります。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たにお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めています。

保有契約  
約50万件を  
突破  
※2021年5月末時点

「あつらいいな」をいちばんに。  
ネオファースト生命  
第一生命グループ

InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。

INSTECH

ご不明点がございましたら  
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター  
 0120-312-201  
[受付時間] 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)  
※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。  
Webサイト <https://neofirst.co.jp>

本資料は2022年2月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2021年8月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索 

認知症保障保険 | 2022年2月版

商品パンフレット

契約年齢:40歳~85歳

[引受保険会社]



ネオファースト生命  
第一生命グループ°

歯の健康度  
割引  
あります!

# 認知症保険 toスマイル

<無解約返戻金型認知症保障保険>

あつら  
いいだ  
んな保  
険。



あなたの今日をささえ、  
家族の明日の笑顔を  
応援する保険です。



本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

[募集代理店]

本商品のご検討・お申込みに際しましては、必ず、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

# 認知症保険toスマイルの特長

あんしん!



認知症と診断、かつ

要介護1以上の状態に該当したら、

保険金100万円～500万円が受け取れます。

※ご契約時に100万円～500万円の範囲で認知症保険金額を設定いただきます。

軽くとも!



軽度認知障害(MCI)と診断されたら、

給付金が受け取れます。

※軽度認知障害保障特約の付加が必要です。

うれしい!



70歳時に20本以上の歯が残っていれば、  
以後の保険料が割り引かれます。

※契約年齢が70歳以上の場合、歯数割引特則が適用されず、保険料は割り引きされません。

※永久歯(義歯やインプラント等の人工歯は含みません)の本数が20本以上である場合、歯数割引特則が適用され、以後の保険料が割り引かれます。

ご存知ですか?

適切な「歯のケア」ができている人は、  
そうでない人とくらべて認知症の  
発症リスクが低いと言われています!

健康維持!



歯の健康維持のため、

「オーラルケアサポートサービス」を  
ご提供します。

⚠ ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です。

各保障の留意点や保険金・給付金をお支払いできない場合の詳細については、P.5～P.6「保障の詳細」、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認いただきたい事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

もはや  
他人事では  
ない!?

## 認知症とは?



認知症は突然発症するのではなく、健康な状態から徐々に進行し、認知症となります。  
この健康な状態と認知症の間にあるのが「軽度認知障害(MCI)」とよばれる状態です。

健康な状態

軽度認知障害(MCI)

認知症

### 「軽度認知障害(MCI)」とは?

軽度認知障害はMCI(Mild Cognitive Impairment)とよばれ、  
健康な状態と認知症の中間の状態です。何気ない行動に以前よりも時間を使ったり、非効率になったり、間違いが多くなるが、自立した生活が送れている、認知症とはいえない状態を指します。



### 「認知症」とは?

正常だった脳の機能が、何らかの障害によって低下して、日常生活に支障をきたす状態のことを指します。認知症の中でもアルツハイマー型認知症が代表的な疾患で、脳の一部が萎縮し、記憶障害(物忘れ)等の症状がみられます。



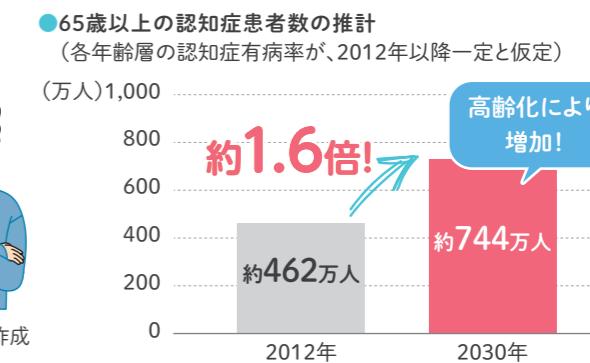
高齢化により、  
2030年には65歳以上の

約5人に1人が認知症に!



認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)になる可能性もあるかも?

出典:内閣府「平成29年版高齢社会白書」をもとにネオファースト生命にて作成



### 「若年性認知症」とは?

65歳未満が発症する場合は「若年性認知症」とよばれています。

●若年性  
認知症患者数 約3.57万人

若年性認知症患者の約6割の方が  
世帯収入の減少を感じています。



65歳未満の多くの方が仕事や子育て等を現役でされている場合が多いため、いざというとき、ご家族への負担をカバーできるように治療や介護費用等への備えをすることが大切です。

出典:東京都健康長寿医療センター「わが国の若年性認知症の有病率と有病者数(2020年7月27日)」

### 認知症の発症リスクと歯の関係

65歳以上の健常者の方を対象にした調査の結果…

歯が20本以上の人に対して、  
歯が数本で入れ歯がない人の  
発症人数は1.9倍!



かかりつけ歯科医院のある人に対して、  
かかりつけ歯科医院のない人の  
発症人数は1.4倍!



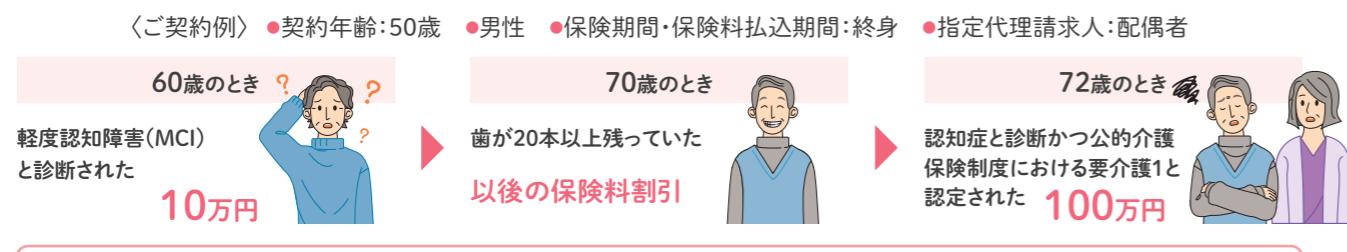
出典:「平成22年度 厚生労働科学研究(神奈川歯科大学)」をもとにネオファースト生命にて作成

# 認知症保険toスマイルの保障内容とプラン例

契約年齢:40歳~85歳

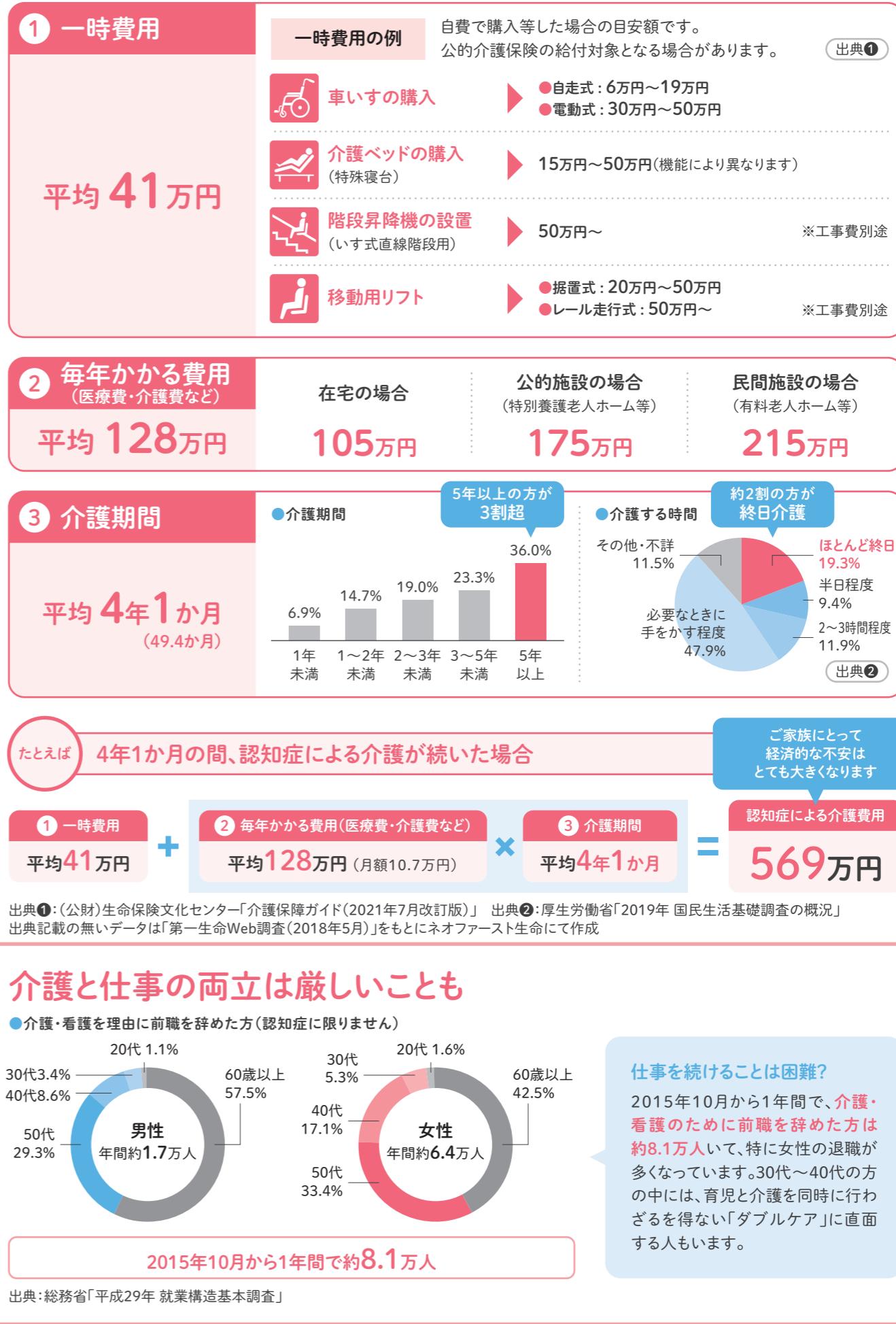
主契約		軽度認知障害保障特約	
給付保険金名:	<b>① 認知症保険金</b>		
	認知症と診断かつ公的介護保険制度における要介護1以上と認定		
支払概算事由	<b>100万円</b>	<b>10万円</b>	<b>平均 41万円</b>
	認知症保険金額	主契約の認知症保険金額×10%	自費で購入等した場合の目安額です。 公的介護保険の給付対象となる場合があります。
お手頃プラン	<b>200万円</b>	<b>20万円</b>	<b>平均 128万円</b>
	認知症保険金額	主契約の認知症保険金額×10%	※工事費別途
基本プラン	<b>3 70歳の契約応当日(割引判定日)に20本以上の歯が残っている場合、歯数割引特則が適用され、以後の保険料が割り引かれます。詳細は、P.7「歯数割引特則」をご確認ください。</b>		
	保険期間 <b>終身(一生涯)</b>		
※保険金のお支払いは1回限りです。認知症保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。また、軽度認知障害給付金のお支払いはご契約後1回限りです。			
●保険期間・保険料払込期間:終身			
月々の保険料	<b>男性</b>		
	契約年齢	契約時保険料(a)	歯数割引特則適用後保険料(b)
40歳	877円	607円	270円
50歳	1,359円	1,082円	277円
60歳	2,452円	2,139円	313円
お手頃プラン	<b>女性</b>		
	契約年齢	契約時保険料(a)	歯数割引特則適用後保険料(b)
40歳	1,029円	802円	227円
50歳	1,571円	1,336円	235円
60歳	2,715円	2,446円	269円
基本プラン			
	契約年齢	契約時保険料(a)	歯数割引特則適用後保険料(b)
40歳	1,754円	1,214円	540円
50歳	2,719円	2,164円	555円
60歳	4,904円	4,279円	625円

## お受取り事例(お手頃プランの場合)



各保障の留意点や保険金・給付金をお支払いできない場合の詳細については、P.5~P.6「保障の詳細」、P.15~P.16「お申込みにあたって必ずご確認いただきたい事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

## 認知症になった場合の介護費用と介護期間



# 保障の詳細

## ✓ 主契約

保険金名

認知症保険金

支払額:認知症保険金額

保険金額取扱範囲 100万円～500万円(10万円単位)

支払事由①かつ②に該当したとき、保険金をお受け取りいただけます。

支払事由①  
認知症と  
診断されたとき

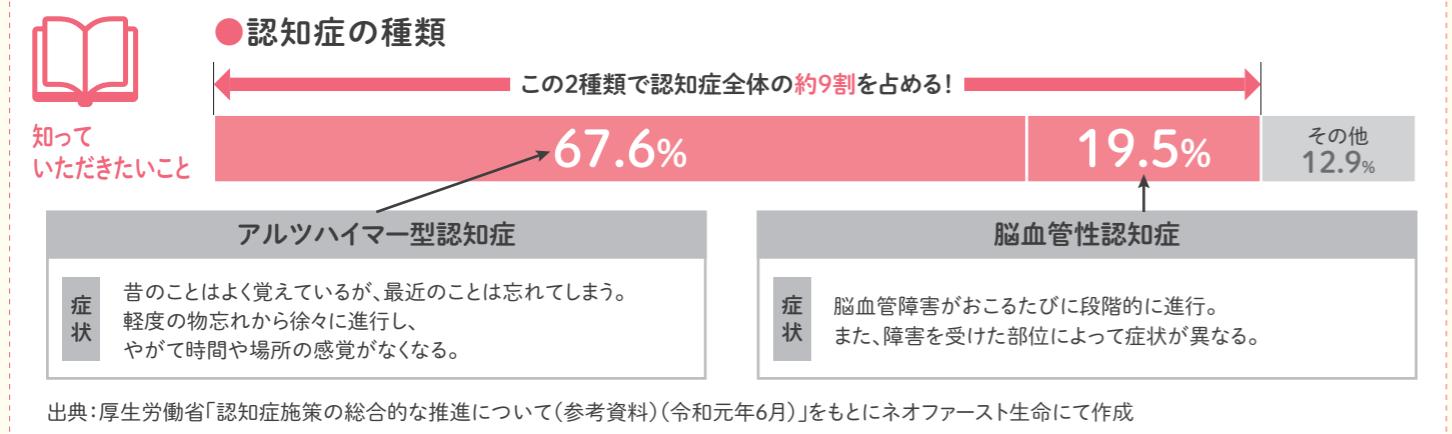


支払事由②  
公的介護保険制度における  
要介護1以上と  
認定されているとき



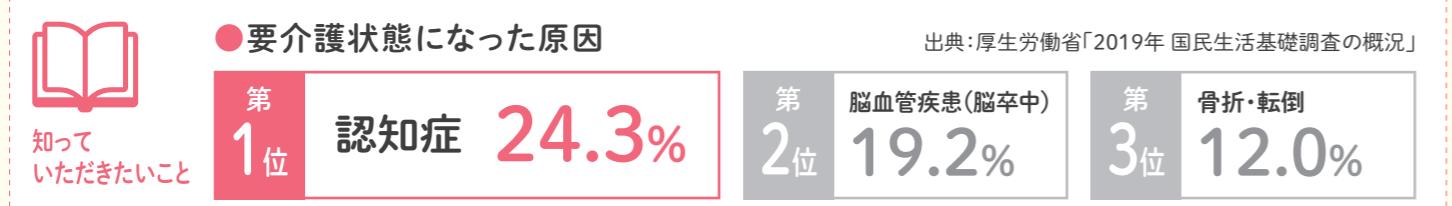
### 「認知症と診断されたとき」とは?

→ 認知機能検査および画像検査によって、医師により認知症と診断されたときをいいます。



### 「公的介護保険制度における要介護1」とは?

→ 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられるなど、生活の一部について部分的に介護を必要とする状態をいいます。



\*公的介護保険制度における要介護1以上となられた原因が認知症である必要はありません。

⚠ ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です。

### 【主契約】について

- ・責任開始日からその日を含めて180日以内に認知症と診断されたときは、本契約は無効となります。この場合、保険金をお受け取りいただけません。
- ・責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因とする場合、保険金はお受け取りいただけません。この場合、本契約は無効となります。

## □ 軽度認知障害保障特約

給付金名

軽度認知障害給付金

支払額:主契約の認知症保険金額×10%

支払事由①または②に該当したとき、給付金をお受け取りいただけます。

支払事由①  
軽度認知障害  
(MCI)と  
診断されたとき



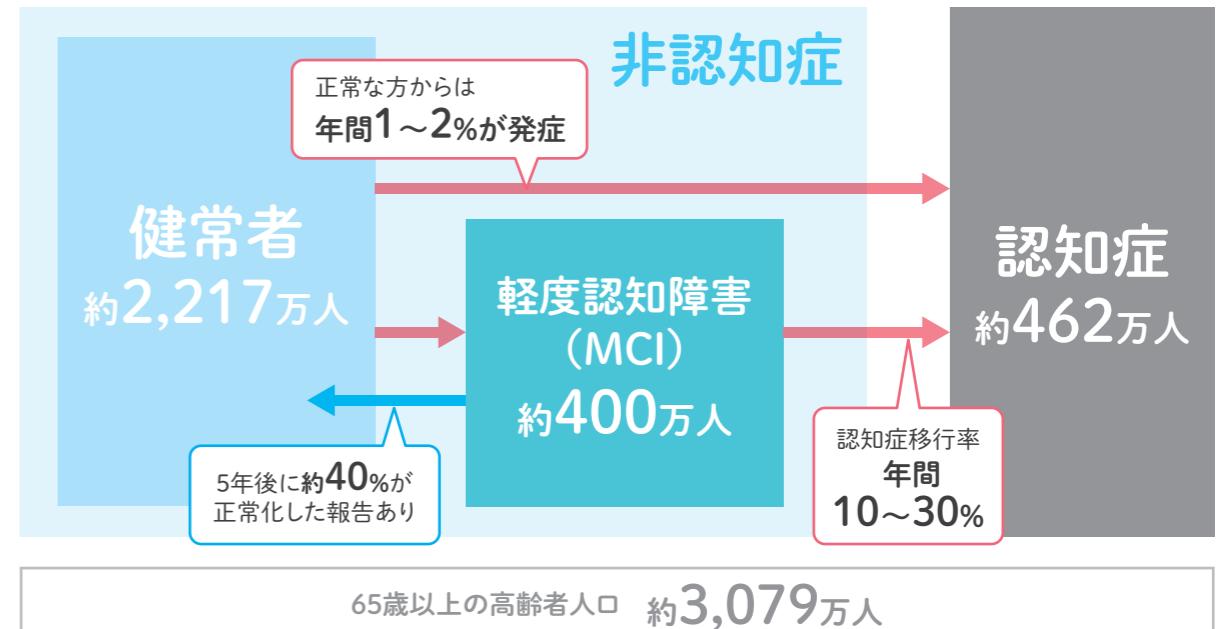
支払事由②  
認知症と  
診断されたとき



### 「軽度認知障害(MCI)と診断されたとき」とは?

→ 認知機能検査および画像検査によって、医師により軽度認知障害(MCI)と診断されたときをいいます。

### ●認知症高齢者の現状



### 【軽度認知障害保障特約】について

- 主契約の責任開始日からその日を含めて180日以内に軽度認知障害または認知症と診断されたときは、本特約は無効となります。この場合、給付金をお受け取りいただけません。

各保障の留意点や保険金・給付金をお支払いできない場合の詳細については、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認いただきたい事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



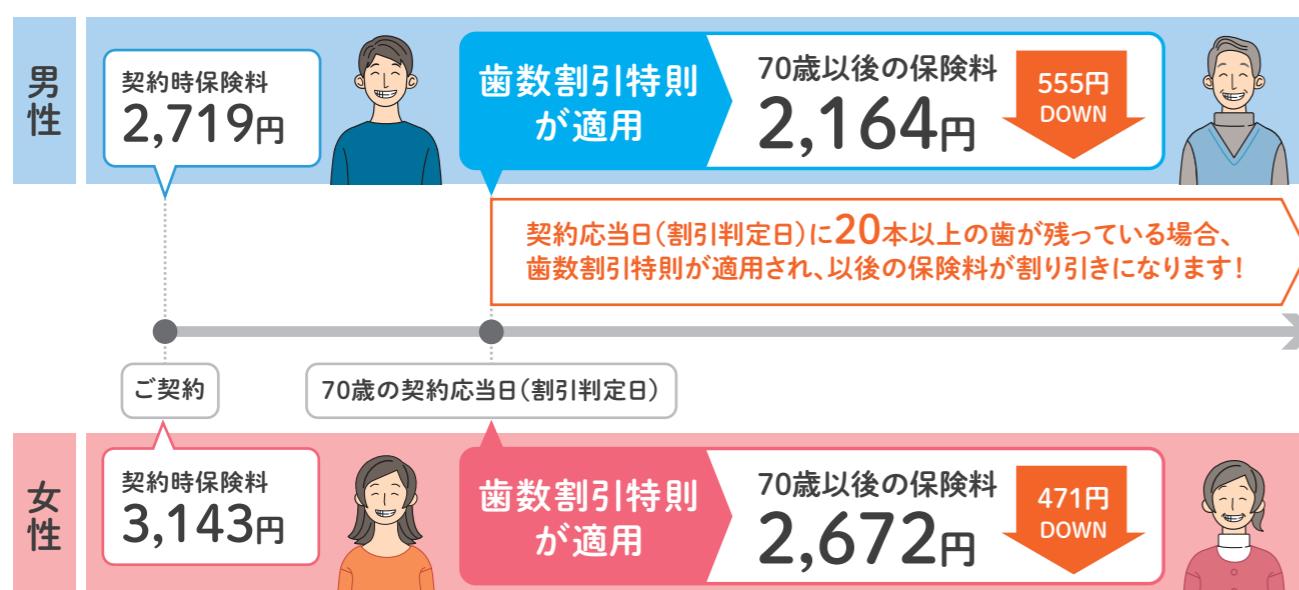
# 歯数割引特則

70歳時に20本以上の歯が残っていれば、以後の保険料が割り引かれます。

## ●歯数割引特則を適用した場合の保険料例

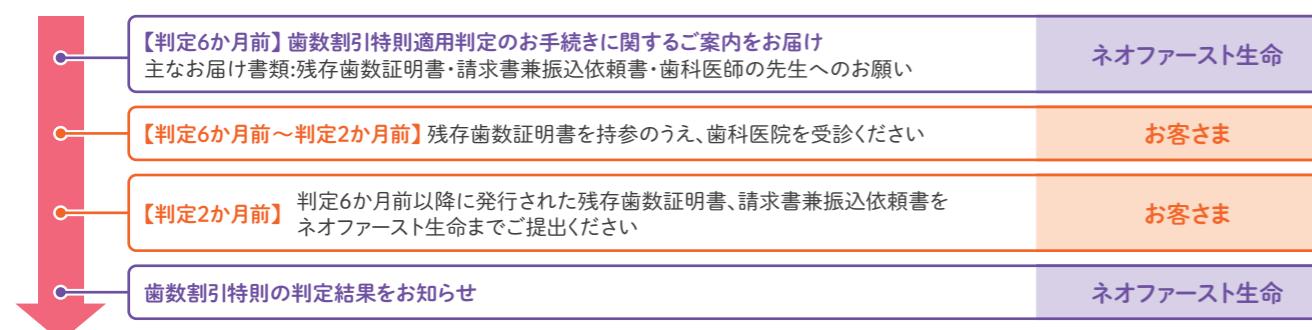
### ご契約例

- ・契約年齢:50歳
- ・主契約:200万円
- ・軽度認知障害保障特約:付加
- ・保険期間・保険料払込期間:終身
- ・月払



## ●歯数割引特則の適用方法

歯科医院にて当社所定の残存歯数証明書を取得いただき、ネオファースト生命あてにご提出ください。



残存歯数証明書の取得にかかる費用はお客様にお支払いいただきます。請求書兼振込依頼書をご提出いただくことで、歯数割引特則の適用有無に関わらず残存歯数証明書の取得にかかる費用として5,000円をご指定の金融機関口座へお振込みします。

## ⚠歯数割引特則におけるご留意点

※残存歯数の対象となる歯は永久歯のみとし、義歯やインプラント等は含みません。

※契約年齢が70歳以上の場合、本特則は適用されません。

※割引判定日後に割引判定日時点で20本以上の歯が残っていることが証明された場合でも、本特則をさかのばって適用することはできません。

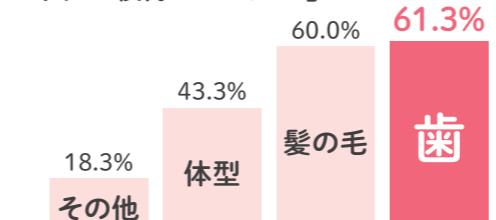
詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

いまから  
考えよう!

# 歯の健康維持



- 60代以上に聞いた、体について  
「変化して欲しくなかったこと」  
「失って後悔していること」



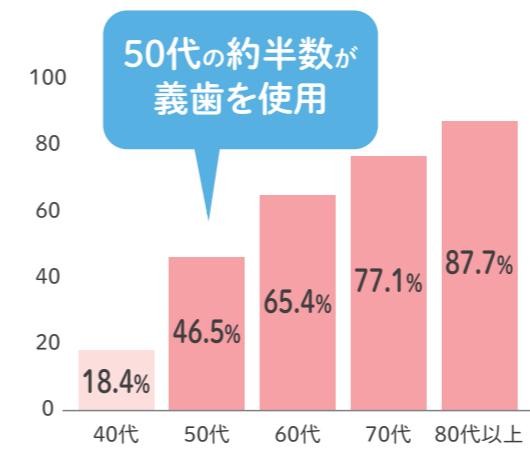
- 加齢による歯の衰えを感じた年齢

平均 57.1 歳



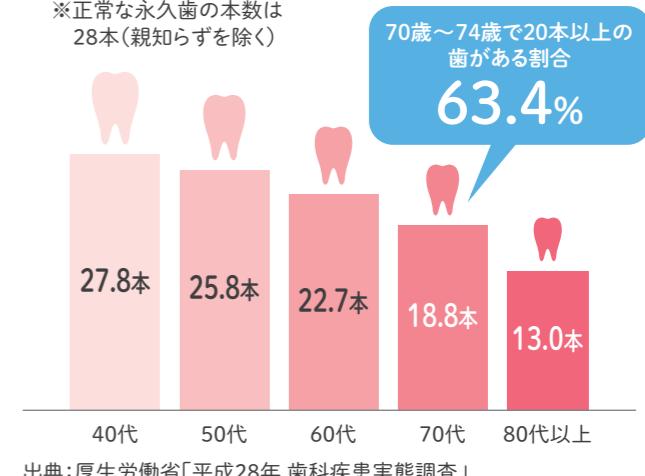
出典:インビザライン・ジャパン株式会社  
「60代以上の男女400名を対象とした歯並びと歯の残存数に関する意識調査(2017年3月)」

- 義歯を使用している人の割合



- 1人あたりの歯の残存本数

※正常な永久歯の本数は  
28本(親知らずを除く)



歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきなどをサポートします!

## オーラルケアサポートサービス

### 毎日のセルフケア をサポート

このサービスを利用  
することで、毎日の歯みがき  
などのオーラルケアを楽しく  
習慣化することができるよ!



※画像はイメージです。

### 50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐきが下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。



詳細はこちらから



※オーラルケアサポートサービスは予告なく、変更・終了する場合があります。

## 歯の健康で幸せな人生を

歯の健康を維持することは認知症のリスクを下げるだけでなく、健康的で幸せな生活の実現につながります。

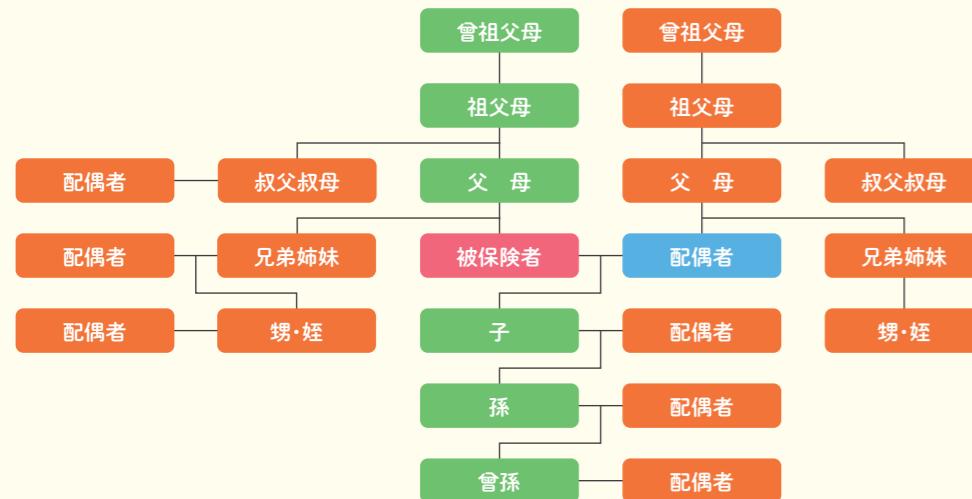
# 指定代理請求制度

認知症保険金の受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難と判断される場合や、ご自身が認知症であることの告知を受けていない場合は、**指定代理請求人が本人に代わって請求することができます。**

**ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です。**  
※ 指定代理請求人はご契約の解約をすることはできません。

## 指定代理請求人の指定

→ 契約者が被保険者の同意を得て、以下の範囲から1人指定できます。



ネオファースト生命が認めた場合、以下の範囲内からも指定することができます。

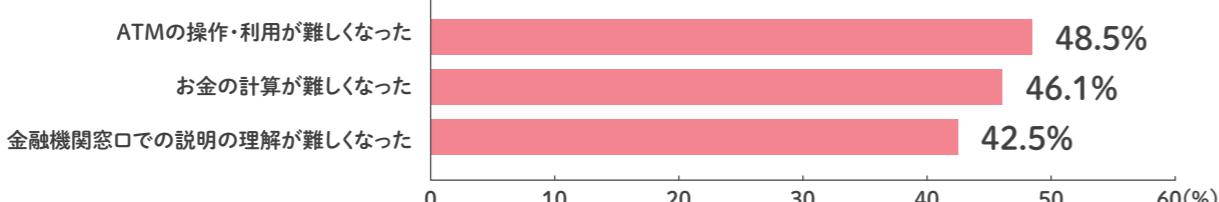
- 被保険者と同居または生計を一している方
- 被保険者の財産管理を行っている方
- 上記2つと同等の関係がある方

## 指定代理請求人による請求

→ 被保険者の口座だけでなく、**指定代理請求人の口座**でもお受け取りいただけます。



### ●認知症の方が預貯金の管理をご家族にサポートしてもらう理由(複数回答)



出典:みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「認知症の人に対する家族等による預貯金・財産の管理支援に関する調査(2017年5月)」認知症の家族がいる40歳以上の方へのアンケート調査(回答人数:2,000人)



夫が認知症になつたら、お金の計算や管理が難しくなると思うので、私の口座に入金してもらえるのは、おむつなどの日用品の購入にも充てられるので、助かります。



母が認知症で介護施設に入ることになったら、入居一時金がすぐに必要ですよね。母が金融機関に出向くことは難しいと思うので、指定代理請求制度があれば安心ですね。

契約者に代わり、被保険者・各種受取人・指定代理請求人が契約内容などをお問い合わせいただける「契約内容ご案内制度」もご利用いただけます。

→ P.19

# 告知項目

●詳細については専用告知書に記載しておりますのでご確認ください。

## こちらの「告知項目」をチェック!

告知項目が4つだけお申込みいただけます。

入院は人間ドックを除きます。手術はレーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含みます。

1

現在、**入院中**ですか。



「はい」の場合、  
お申込みいただけません。

2

今までに、**認知症・軽度認知障害(MCI)**またはその疑いで、**医師の診察・検査・治療・投薬を受けた**ことがありますか。



「はい」の場合、  
お申込みいただけません。

3

今までに、**公的介護保険の要介護・要支援認定を受けた**ことがありますか。または**申請中**ですか。



「はい」の場合、  
お申込みいただけません。

4

過去5年以内に、下記の病気で、**医師による診察・検査・治療・投薬を受けた**ことがありますか。

- アルツハイマー病 ●レビー小体病 ●ピック病
- 前頭側頭葉変性症 ●パーキンソン病 ●パーキンソン症候群
- 大脳皮質基底核変性症 ●進行性核上性麻痺 ●多系統萎縮症(MSA)
- 脊髄小脳変性症 ●一過性脳虚血発作(TIA)
- 脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血) ●脳腫瘍 ●水頭症
- てんかん ●多発性硬化症 (筋萎縮性)側索硬化症 ●うつ病
- そううつ病 ●双極性障害 ●統合失調症 ●アルコール依存症



「はい」の場合、  
お申込みいただけません。

**⚠ 健康状態のほか、職業、ネオファースト生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないことがあります。**

## よくあるご質問

**Q1 一般の薬局で購入した市販の薬を服用していますが、告知は必要ですか?**

**A** 告知いただく必要はありません。

**Q2 すでに歯が20本未満ですが、申込みすることはできますか?**

**A** お申込みいただけますが、70歳時に歯数割引特則は適用されません。

## 保険料表

## 男性 月払保険料表

- 契約日が2022年2月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
- 歯数割引特則の適用による割り引き後の保険料はご契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。
- 記載以外の保険金額・給付金額・保険料払込期間については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
- 各保障の個別の保険料を記載しています。必要な保障分を合算してください。

(単位:円)

## 主契約(認知症保険金額):100万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢(歳)	契約時	
	主契約	軽度認知障害保障特約
	100万円	10万円 主契約100万円×10%
40	640	237
41	663	249
42	687	262
43	713	275
44	740	290
45	770	306
46	801	324
47	834	342
48	870	363
49	908	385
50	949	410
51	993	437
52	1,040	467
53	1,091	500
54	1,146	537
55	1,206	579
56	1,270	626
57	1,341	679
58	1,416	739
59	1,496	803
60	1,580	872
61	1,670	944
62	1,765	1,020
63	1,866	1,099
64	1,974	1,182
65	2,089	1,268
66	2,213	1,358
67	2,348	1,454
68	2,496	1,559
69	2,658	1,674
70	2,685	1,668
71	2,862	1,781
72	3,057	1,906
73	3,268	2,043
74	3,491	2,190
75	3,728	2,344
76	3,981	2,500
77	4,254	2,653
78	4,545	2,801
79	4,848	2,944
80	5,161	3,082
81	5,482	3,220
82	5,819	3,368
83	6,173	3,538
84	6,535	3,728
85	6,901	3,940

## &lt;参考&gt;70歳時に歯数割引特則が適用された場合

契約年齢(歳)	主契約	軽度認知障害保障特約
	100万円	10万円
	主契約100万円×10%	主契約100万円×10%
40	449	158
41	472	169
42	496	182
43	522	195
44	550	209
45	579	225
46	610	241
47	643	260
48	678	280
49	717	301
50	757	325
51	801	351
52	847	379
53	898	411
54	953	446
55	1,011	485
56	1,076	530
57	1,145	580
58	1,220	636
59	1,298	696
60	1,380	759
61	1,469	826
62	1,561	895
63	1,660	967
64	1,765	1,042
65	1,878	1,120
66	1,997	1,200
67	2,128	1,284
68	2,272	1,376
69	2,427	1,476
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		

契約年齢が  
70歳以上の場合は、  
歯数割引特則は  
適用されません。

(単位:円)

## 主契約(認知症保険金額):200万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢(歳)	主契約	軽度認知障害保障特約
	200万円	20万円
	主契約200万円×10%	主契約200万円×10%
40	1,280	474
41	1,326	498
42	1,374	524
43	1,426	551
44	1,480	581
45	1,540	613
46	1,602	648
47	1,668	685
48	1,740	727
49	1,816	771
50	1,898	821
51	1,986	875
52	2,080	935
53	2,182	1,001
54	2,292	1,075
55	2,412	1,158
56	2,540	1,252
57	2,682	1,359
58	2,832	1,478
59	2,992	1,607
60	3,160	1,744
61	3,340	1,889
62	3,530	2,040
63	3,732	2,198
64	3,948	2,364
65	4,178	2,537
66	4,426	2,717
67	4,696	2,908
68	4,992	3,118
69	5,316	3,349
70	5,370	3,337
71	5,724	3,563
72	6,114	3,813
73	6,536	4,087
74	6,982	4,380
75	7,456	4,688
76	7,962	5,001
77	8,508	5,307
78	9,090	5,603
79	9,696	5,888
80	10,322	6,165
81	10,964	6,440
82	11,638	6,736
83	12,346	7,076
84	13,070	7,456
85	13,802	7,880

## &lt;参考&gt;70歳時に歯数割引特則が適用された場合

契約年齢(歳)	主契約	軽度認知障害保障特約
	200万円	20万円
	主契約200万円×10%	主契約200万円×10%
40	898	316
41	944	339
42	992	364
43	1,044	391
44	1,100	419
45	1,158	450
46	1,220	483
47	1,286	520
48	1,356	560
49	1,434	603
50	1,514	650
51	1,602	702
52	1,694	759
53	1,796	822
54	1,906	892
55	2,022	971
56	2,152	1,060
57	2,290	1,161
58	2,440	1,272
59	2,596	1,392
60	2,760	1,519
61	2,938	1,652
62	3,122	1,791
63	3,320	1,935
64	3,530	2,085
65	3,756	2,240
66	3,994	2,400
67	4,256	2,569
68	4,544	2,752
69	4,854	2,953
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		

契約年齢が  
70歳以上の場合は、  
歯数割引特則は  
適用されません。

## 保険料表

## 女性 月払保険料表

- 契約日が2022年2月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
- 歯数割引特則の適用による割り引き後の保険料はご契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。
- 記載以外の保険金額・給付金額・保険料払込期間については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
- 各保障の個別の保険料を記載しています。必要な保障分を合算してください。

(単位:円)

## 主契約(認知症保険金額):100万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢(歳)	契約時	
	主契約	軽度認知障害保障特約
	100万円	10万円
	主契約100万円×10%	
40	798	231
41	827	242
42	858	254
43	891	266
44	925	280
45	962	295
46	1,000	311
47	1,042	328
48	1,086	347
49	1,132	367
50	1,182	389
51	1,235	414
52	1,292	440
53	1,353	470
54	1,419	502
55	1,489	539
56	1,565	579
57	1,647	625
58	1,735	676
59	1,828	729
60	1,928	787
61	2,036	847
62	2,151	911
63	2,275	978
64	2,408	1,050
65	2,552	1,128
66	2,708	1,212
67	2,879	1,306
68	3,067	1,411
69	3,270	1,525
70	3,345	1,543
71	3,572	1,656
72	3,822	1,777
73	4,091	1,903
74	4,373	2,034
75	4,670	2,170
76	4,982	2,308
77	5,316	2,452
78	5,670	2,606
79	6,031	2,767
80	6,396	2,937
81	6,762	3,115
82	7,134	3,300
83	7,515	3,489
84	7,891	3,686
85	8,252	3,892

## &lt;参考&gt;70歳時に歯数割引特則が適用された場合

契約年齢(歳)	主契約	軽度認知障害保障特約
	100万円	10万円
	主契約100万円×10%	主契約100万円×10%
40	629	173
41	658	184
42	688	195
43	721	208
44	755	221
45	791	235
46	830	250
47	871	267
48	915	285
49	961	305
50	1,010	326
51	1,062	349
52	1,119	375
53	1,179	403
54	1,244	434
55	1,314	468
56	1,388	507
57	1,469	550
58	1,555	597
59	1,647	648
60	1,745	701
61	1,850	757
62	1,963	816
63	2,084	877
64	2,214	943
65	2,353	1,014
66	2,506	1,090
67	2,671	1,175
68	2,852	1,268
69	3,048	1,370
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		

契約年齢が  
70歳以上の場合は、  
歯数割引特則は  
適用されません。

(単位:円)

## 主契約(認知症保険金額):200万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢(歳)	主契約	軽度認知障害保障特約
	200万円	20万円
	主契約200万円×10%	主契約200万円×10%
40	1,596	462
41	1,654	484
42	1,716	508
43	1,782	533
44	1,850	561
45	1,924	590
46	2,000	622
47	2,084	657
48	2,172	694
49	2,264	735
50	2,364	779
51	2,470	828
52	2,584	881
53	2,706	940
54	2,838	1,005
55	2,978	1,078
56	3,130	1,159
57	3,294	1,251
58	3,470	1,352
59	3,656	1,459
60	3,856	1,574
61	4,072	1,695
62	4,302	1,822
63	4,550	1,956
64	4,816	2,100
65	5,104	2,256
66	5,416	2,424
67	5,758	2,612
68	6,134	2,822
69	6,540	3,051
70	6,690	3,086
71	7,144	3,313
72	7,644	3,555
73	8,182	3,807
74	8,746	4,069
75	9,340	4,341
76	9,964	4,617
77	10,632	4,904
78	11,340	5,212
79	12,062	5,535
80	12,792	5,875
81	13,524	6,231
82	14,268	6,601
83	15,030	6,979
84	15,782	7,372
85	16,504	7,784

## &lt;参考&gt;70歳時に歯数割引特則が適用された場合

契約年齢(歳)	主契約	軽度認知障害保障特約
	200万円	20万円
	主契約200万円×10%	主契約200万円×10%
40	1,258	346
41	1,316	368
42	1,376	391
43	1,442	416
44	1,510	442
45	1,582	470
46	1,660	501
47	1,742	534
48	1,830	570
49	1,922	610
50	2,020	652
51	2,124	698
52	2,238	750
53	2,358	806
54	2,488	868
55	2,628	937
56	2,776	1,014
57	2,938	1,100
58	3,110	1,195
59	3,294	1,296
60	3,490	1,403
61	3,700	1,515
62	3,926	1,632
63	4,168	1,755
64	4,428	1,887
65	4,706	2,029
66	5,012	2,181
67	5,342	2,350
68	5,704	2,537
69	6,096	2,740
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		

契約年齢が  
70歳以上の場合は

# お申込みにあたって必ずご確認いただきたい事項

## 無解約返戻金型認知症保障保険(主契約)について

### 【認知症保険金】

- 認知症保険金のお支払いは、責任開始期以後に生じた疾病または傷害を原因とする場合に限ります。
- 支払対象の認知症かつ公的介護保険制度の要介護1以上に該当するかどうかは診断書などを参考にネオファースト生命が判断します。
- **保険料払込期間中に解約されたときは、解約返戻金はありません。**保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後に解約されたときは、主契約の認知症保険金額の5%と同額の解約返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。
- **保険料払込期間中に被保険者が死亡されたときは、返戻金はありません。**なお、保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、主契約の認知症保険金額の5%と同額の返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。

**⚠ 「死亡保障特則」は「認知症保険toスマイル」に適用することができますが、当募集代理店での取り扱いはありません。**

## 軽度認知障害保障特約について

### 【軽度認知障害給付金】

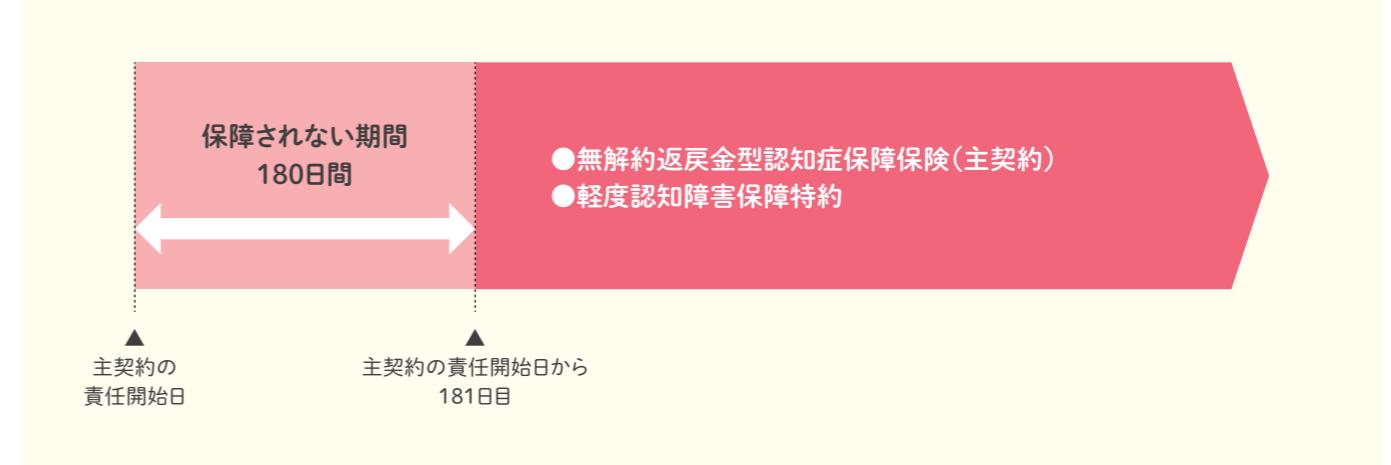
- 軽度認知障害給付金のお支払いは、責任開始期以後に生じた疾病または傷害を原因とする場合に限ります。
- 支払対象の軽度認知障害または認知症に該当するかどうかは診断書などを参考にネオファースト生命が判断します。
- **解約返戻金はありません。**

## 主な取り扱いについて

- 契約者配当金はありません。
- 契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ネオファースト生命が保険料を立て替えし、ご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ご契約が失効した場合、ご契約を復活する取り扱いはありません。
- **特約の中途付加の取り扱いはありません。**
- 主契約はご契約後に最低保険金額の100万円まで減額が可能です。主契約を減額した場合、特約の給付金額も連動して減額されます。また、保障を増額する取り扱いはありません。
- **死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**

## 保障の開始について

- 主契約および軽度認知障害保障特約の保障については、責任開始日以後、**保障されない期間**があります。
- 上記の保障されない期間中に認知症と診断された場合は主契約および軽度認知障害保障特約が**無効**、軽度認知障害と診断された場合は軽度認知障害保障特約が**無効**となります。



# 契約してよかったです。その一言のために。

お客さまの声を真摯に受け止め、ご契約後もより一層の「あったらいいな」を追求してまいります。

毎日の健康に何か  
良い方法ないかな?

## 認知症予防 ・健康相談

夫婦ともに  
健やかに  
暮らしたい

いつまでも  
美味しいものを  
いっぱい食べたい!

不安で何度も連絡したが、  
的確に案内してくれる。  
待ち時間も少なくて  
助かりました!

もしものときの  
解決方法は?

## 保険金の ご請求など

父が認知症になつたら…  
契約しているようだけど、  
保障内容が分からなあ

## 歯の健康維持で 認知症予防

65歳以上の歯が数本で  
入れ歯がない人の  
認知症発症リスクは、  
歯が20本以上ある方の  
約1.9倍

P.2

●オーラルケアサポートサービス  
大切なのは歯の健康維持です!  
あなたの歯の健康維持を  
ネオファースト生命は応援します!

P.8

## 毎日の健康をサポート

お客様の健康のため様々なサービスを  
ご用意しています。

- 24時間電話健康相談サービス
- セカンドオピニオンサービス
- 受診手配・紹介サービス

P.19

## ネオファースト生命 コンタクトセンター

わからないとき、  
困ったときは?

お客さまに「情報」と「安心」  
をお伝えします。

受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)

お客さま専用フリーダイヤル **0120-226-201**

70歳以上のお客さまを  
対象としたフリーダイヤル **0120-515-201**

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け  
国内最高評価の『三つ星』を獲得



サポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が  
主催するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、  
2020年度も最高ランクである『三つ星』を獲得しました。

オーラルケアサポートサービス  
はこちらから



認知症の発症と  
歯が関係している  
なんて…



良い歯は一生の宝物。  
オーラルケアサポートサービスで  
歯を大切にしたいです!



シニア専用の  
フリーダイヤルは  
心強い!



ご契約後の体験について、お客さまから実際に  
寄せられた声などをもとに掲載しているよ!



### ●指定代理請求制度

指定代理請求人が保険金などを  
請求することができます。

P.9

### ●契約内容ご案内制度

ご登録いただいた方がいつでも加入商品の  
保障内容など契約内容に  
ついてご照会いただけます。

P.19

## ご家族でご契約内容を 共有できます。

私の口座で保険金を  
受け取ることができれば、  
介護費用の支払が  
スムーズにできますね!

父の代わりに  
契約内容を  
確認できるんですね



# ご契約後のサービス

【サービス例】

**24時間電話健康相談サービス**  
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま  
そのご家族の方  
※ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに  
親が認知症かもしれない…。介護認定を受けるとき、家族も同席できるの?  
ストレスがたまって、まいってしまって…。

※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます!  
※画像はイメージです。

**セカンドオピニオンサービス**  
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。  
面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

**受診手配・紹介サービス**  
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。  
※原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

**契約内容ご案内制度**  
提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さま

被保険者さま、各種受取人さまおよび指定代理請求人さまに指定された方にも契約内容をご案内することができます。  
災害時にはご契約者さま、被保険者さまの安否確認をさせていただく場合があります。  
※詳細は生命保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

指定代理請求人に指定した娘と離れて暮らしています。  
いつでも私に代わり、保障内容などを確認してもらえるのは安心ですね。

ネオファースト生命は、お客様の「心身の充実」をサポートしながら、お客様の将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。

## 介護に関するご相談事例



電話健康相談

認知症を罹患された方の要介護認定

Q

認知症の親の介護認定を受けるため、調査員の方が家に来る予定です。初めてなので不安です。家族も同席できるのでしょうか?

A

ご家族の同席も可能です。要介護(要支援)認定には、主治医の意見書と認定調査を受けることが必要になり、調査員に正確な心身の状態を伝えることが大切です。認知症の方は、日によって同じことができたりできなかったりと一定しないこともあります。家族など普段の状況が説明できる方に同席してもらえば、より正確な調査ができます。また、緊張などから状況が伝えきれない場合もあるので、困りごとなどはメモしておくこともおすすめします。



電話健康相談

特別養護老人ホームへの入所

Q

一人暮らしの母が要介護2なのですが、特別養護老人ホームに入所できますか?

A

いいえ、特別養護老人ホームは原則要介護3~5の方を対象とした施設です。常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方を対象とした施設で、食事・入浴など日常生活上の介護や健康管理を受けます。ただし、要介護1・2の方でもやむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であることが認められる場合は、「特例入所」として利用できるケースがあります。ケアマネージャーの方に相談してみましょう。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命



Memo

Memo